資料６

ガス漏れ事故防止対策

第１節　日常におけるガス漏れ事故防止対策

（ガス会社が行う定期点検等の立会い）

第１条　防火管理者等は、ガス会社等が行う定期点検等に立ち会い、状況の確認に努める。

（ガス施設に関する資料及び資器材の整備点検）

第２条　防火管理者は、ガスによる事故を考慮し、ガス配管図面、設備器具設置図及びガス漏れ検知器等の資器材を防災センターに配置する。

２　前項の資器材は、点検整備しておく。

第２節　ガス漏れ時の応急措置対策

（ガス漏れ覚知時の措置）

第３条　防火管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動によりガス漏れを覚知した場合は、次に定める必要な措置をとる。

(1)　ガス臭気の通報があった場合、防災センター勤務員は、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び行った措置等について聴取し、必要に応じて放送する。

(2)　防災センター勤務員は、ガス漏れ火災設備等の作動したことを放送する。また、検知器の作動したところの従業員等は、その状況を防災センターに報告する。

(3)　ガス臭気の通報があった場合、防災センター勤務員は、ガス漏れ検知器等を携帯し、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を防災センターに報告する。

（通報連絡）

第４条　防災センター勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに○○ガス○○営業所（電話番号○○（○○○○）○○○○）及び消防機関（119番）へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講ずる。

（火気使用設備器具の使用禁止と喫煙等の禁止）

第５条　防災センター要員は、ガス漏れが発生又は爆発した場合、下記の内容を放送する。

(1)　ガス器具のほか、電熱器を含むすべての裸火の使用禁止

(2)　喫煙の禁止

(3)　スイッチ操作の禁止

(4)　電動シャッター等の操作及び火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止

（避難誘導）

第６条　ガス漏れが発生又は爆発した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく顧客に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導態勢をとる。

（緊急遮断弁等の閉止）

第７条　ガス会社の職員又は消防隊到着以前の緊急遮断弁等の閉止は、次の場合とする。

(1)　火災が延焼拡大中である場合

(2)　爆発事故があって、ガス配管が損傷している可能性がある場合

(3)　広い範囲にわたってガス臭気があり、多量のガス漏れのおそれがある場合

(4)　救助救急活動が必要な場合

(5)　その他

２　緊急遮断弁の閉止は、自衛消防隊長が事故状況を総合的に判断して決定し、操作は防災センター勤務員が行う。

　ただし、夜間、休日等の場合は、防災センター勤務員の責任者がこれを判断し決定する。

３　緊急遮断弁を閉止した場合、防災センター勤務員は次の措置を実施する。

(1)　遮断弁を閉止したことを、ビル内に放送し、伝達するとともに関係機関へ通報する。

(2)　一旦閉止した遮断弁は、安全が確認されるまで開放しない。

（漏えいガスの排除）

第８条　漏えいガスの排除にあたっては、窓等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。

（立入禁止区域の設定）

第９条　立入禁止区域を設定する時期及び範囲、設定要領については、次による。

(1)　立入禁止区域を設定する時期は、ビル内のガス漏れの状況及び避難状況を勘案してできる限り早い時期に設定する。

(2)　立入禁止区域の範囲は、避難を指示した範囲とし、その区域にある出入口付近等爆発による影響があると思われる部分を判断のうえ、禁止区域を設定する。

(3)　立入禁止区域の設定にあたっては、ロープ及び標識等により表示し、区域を明示する。

（消防隊及びガス会社への情報提供）

第10条　消防隊及びガス会社の職員が到着したときは、事故内容及び措置の情報を次により提供する。

(1)　漏えい箇所のガス濃度及び拡散範囲

(2)　爆発の有無、発生箇所及び被害の状況

(3)　緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所

(4)　火気使用設備器具等の使用停止及び電源遮断の状況

(5)　避難誘導の状況

(6)　死傷者及び逃げ遅れた者の有無と人数

(7)　自衛消防隊の活動状況

（緊急遮断弁等を閉止した場合における復旧の際の留意事項）

第11条　緊急遮断弁を閉止した場合、ガスを使用している施設にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可があるまでこれを操作してはならない。

(2)　関係機関又は防災センターからの指示があるまで、一切の火気を使用しない。

第３節　教育及び訓練

（教育の実施）

第12条　ガス漏れの事故防止対策の教育は、防火・防災教育の時期に合わせて実施するものとし、実施内容は次による。

(1)　ガス爆発の影響範囲に関する知識

(2)　ガス漏えい時の措置

(3)　ガス漏れ火災警報設備等の機能

(4)　ガス漏れ検知器等の取扱要領

(5)　緊急遮断弁の位置及び閉止の基準等

(6)　その他必要な事項

（訓練の実施）

第13条　ガス漏れ事故防止対策の訓練は、自衛消防訓練の時期に合わせて実施するものとし、実施内容は次による。

(1)　通報伝達

(2)　爆発防止措置

(3)　顧客等の避難誘導

(4)　ガス漏えい箇所の確認

(5)　緊急遮断弁の閉止操作

(6)　立入禁止区域設定

(7)　救助、救急

(8)　救護所の設営及び負傷者の状況等情報収集、報告

(9)　その他